平成２８年（フ）第８３２号
東京都世田谷区若林４丁目26－５－103
債務者　前田　満里
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３６号
東京都墨田区八広３丁目35－８－201
債務者　中村　裕子（旧姓福元）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４５号
東京都中野区大和町４丁目51―14―305
債務者　岩本　宝林
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５３号
東京都江戸川区篠崎町７丁目10―15―306
債務者　南雲　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４号
東京都足立区鹿浜７丁目25―17―502
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５７号
東京都三鷹市大沢６丁目10―17―102
債務者　佐藤セツ子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５８号
東京都葛飾区金町６丁目12―13―1002
債務者　前田由美子（旧姓風間）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５９号
東京都練馬区東大泉１丁目27―23―101
債務者　三河　健二
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６０号
東京都新宿区北新宿４丁目１－14―505
債務者　栗田　敦子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６５号
東京都文京区白山２丁目29－６－202
債務者　ヌルプ　チリン　ラマ
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６６号
東京都江戸川区清新町２丁目２－１－818
債務者　椎名　　徳
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６７号
東京都羽村市栄町１丁目３－12―201
債務者　江花憲一郎
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７０号
東京都大田区千鳥３丁目24－３－502
債務者　吉澤　徹朗
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７６号
東京都北区豊島４丁目16―34―908
債務者　佐々木望美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７７号
東京都江戸川区松島２丁目36－５－403
債務者　岡崎　健太
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７８号
東京都新宿区百人町４丁目５－14―710
債務者　吾妻　美和（旧姓塚下）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部